

新型コロナウイルス等の感染予防における「赤い羽根共同募金」  
助成事業の中止及び延期にかかる取り扱いについて

市町村共同募金委員会 様  
広域分 助成先団体 様

令和3年2月3日 富山県共同募金会

昨年度より日本国内において広がりを見せている新型コロナウイルス等の感染拡大をうけて、今年度も感染予防の観点から不特定多数が参加する行事等の開催中止や延期が相次いでいるところです。

この状況を受けて、感染予防対策として「赤い羽根共同募金」助成事業等の開催についても、助成先団体の皆様からご相談をいただいております。

そのため、本助成事業として実施予定の研修やイベント等を、中止または一部中止される場合の取り扱いについては、下記のとおりとします。

なお、昨年度に引き続き、特例として、年度をまたいでの延期の取り扱いを認めることといたします。但し、概ね次年度上四半期（4月～6月）までに施行できる見込みであることを要件とします。

1. 考え方について

年度内に事業の開催が困難となり、中止または一部中止、及び年度をまたいでの延期を希望される事業については、事前に富山県共同募金会・市町村共同募金委員会の各事務局に相談してください。

なお、今年度助成事業の事業完了報告書は、所定どおり5月末日までに提出してください。

(1) 中止または一部中止する場合の取り扱い

① 助成金を全額返還する場合

辞退届をご提出ください。

② 助成金を一部使用する場合

5月末日までに提出する事業完了報告書の表紙に朱書きで「事業一部中止」と明記し、対象経費等を記入のうえ提出してください。（助成金の額の確定及び超過助成額の返還依頼を通知します）

(2) 年度をまたいで延期する場合の取り扱い

① 5月末日までに提出する事業完了報告書には、当該事業を実施予定として含めて記入してください。表紙に朱書きで「事業延期申請」と記入してください。この報告書をもって事業内容変更申請書とみなして取り扱います。（承認は通知しません）

② 当該事業完了後、速やかに事業完了報告書を再度提出してください。表紙に朱書きで「事業延期完了分」と記入してください。

- ③ 当該事業を最終的に中止または一部中止せざるをえなくなった場合も、速やかに辞退届または事業完了報告書を再度提出してください。一部中止の場合は、事業完了報告書表紙に朱書きで「事業一部中止」と記入してください。
- ④ 5月末日までに市町村共同募金委員会から本会へ提出された当該市町村分事業完了報告書の表紙（まとめ）は、再提出される必要はありません。

## 2. 対象経費について

### (1) 助成金の対象となる経費

実施計画書において確認できる助成事業であって、新型コロナウイルス等の感染拡大の事由により、当該計画部分にかかる経費として支払う必要があると認められるもののうち、助成金を充てるべきと判断されるもの、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるもの

なお、中止または一部中止した場合の対象経費は、計画段階において助成金及び自己財源等の用途を確定していない場合は、その比率をもって負担割合を判断する。

- ① 用途を確定している場合 「例 卒業記念講演会の内容変更」  
計画「助成金3万円はすべて講師謝礼、自主財源7万円で記念品の贈呈」  
講師の招へいを中止し、記念品の贈呈のみに変更の場合→助成金負担0円、
- ② 用途を確定していない場合 「例 研修会の中止」  
計画「助成金3万円、自主財源7万円」  
貸室キャンセル料1万円の場合→助成金負担3千円、自主財源負担7千円

### (2) 助成金の対象とならない経費

被助成団体の自己都合に起因するもの（多忙、事前の調整不足等）

## 3. 手続き書類等 まとめ

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 中止（意思決定後速やかに）   | 辞退届<br>※助成金を全額返還する場合  |
| (2) 一部中止（意思決定後速やかに） | 事業完了報告書「事業一部中止」<br>※助成金を一部使用する場合<br>※事務局にて完了報告書を確認のうえ、<br>助成金の額の確定及び超過助成額の<br>返金を通知 |
| (3) 延期（定める期間までに）    | 事業完了報告書「事業延期申請」<br>※事業内容変更申請書（みなし）<br>承認は通知しません。                                    |
| （事業完了後速やかに）         | 事業完了報告書「事業延期完了分」  |